

便利に暮らし続けられるまちづくりを考えていきます!

～立地適正化計画の策定を目指して～

立地適正化計画は、都市再生特別措置法の改正（平成26年8月）によって新たに制度化されたものです。市では平成31年度の公表を目指し検討を進めています。

問い合わせ 都市計画課（内線392）



立地適正化計画ってなに？

この計画は人口減少および高齢化に備えた生活利便性の維持・向上のため、住宅や生活利便施設の適正な立地について、公共交通の充実と併せて実現させるためのものです。



どうして戸田市で必要なの？

人口は現在増加傾向にありますが、将来的には減少に転じると予測されています。

既に高齢化が始まっており、今後も急速に進行すると見込まれます。

商業施設、病院、銀行、公共施設などの生活利便施設の内、多くの市民を利用対象とするものが市内に分散しています。

↓ 変化に対応しないと・・・

サービスそのものや市内を移動する公共交通の利用低下につながり、それらを維持することが困難になります。

↓ そこで・・・

誰もがさまざまなサービスを利用しやすいまちづくりを進める必要があります



立地適正化計画にはこんな内容を定めます

便利に暮らし続けられるまちづくりを目指し、長期的に住宅や生活利便施設の緩やかな誘導を行います。誘導するために次の区域を設定します。

■ 居住誘導区域

生活利便サービス（都市機能）の維持に必要な人口密度を確保するために居住（住宅の立地）を誘導する区域のことで、市街化区域内に設定します。

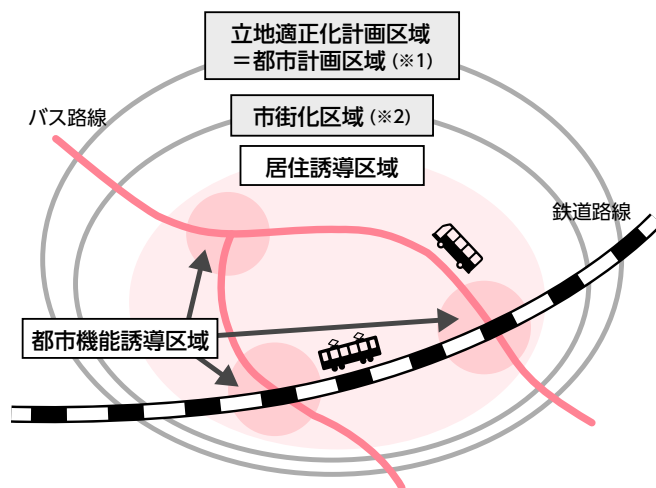
■ 都市機能誘導区域

多くの市民がさまざまなサービスを利用できる拠点を形成するために、都市機能を誘導する区域のことで、居住誘導区域内に設定します。また、誘導すべき都市機能を持つ施設を誘導施設と定めます。

→ 区域外で一定規模以上の建築などを行う場合は届出が必要となります。

区域内で居住誘導や都市機能誘導を実現するために、住環境の向上、公共交通の充実、国のさまざまな支援措置（補助）などの施策を設定します。

立地適正化計画の概念図



※1 市では市域全体が都市計画区域となっています
 ※2 市では荒川河川敷を除くほぼ全域が市街化区域となっています

計画公表までの進め方

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
● 市役所内部での検討 (※)			計画公表
	● 市民などによる検討 (※) ● 居住者・事業者アンケート調査の実施 (平成29年度上半期予定)		
		● 市民パブリック・コメントの実施 (平成30年度上半期予定)	

※検討の内容

- 都市の現状および課題の整理
- まちづくりの目標および目指すべき都市の骨格構造の検討
- 課題解決のための施策・誘導方針の検討
- 誘導区域・誘導施設・誘導施策の設定
- 目標値の設定および施策の達成状況に関する評価方法